

第4章 計画事業と目標

1 高齢者・介護保険事業計画

(1) 計画の目標

高齢者が地域の一員として、尊厳を持って自立した生活を送ることができる社会を築いていくことは、これからの高齢社会にとって最も重要なことです。それには高齢者一人ひとりの健康といきがいをはぐくみ、多様な社会参加・交流を促進していくことが必要です。そうした支援とともに、いつまでも健康を維持して長寿を実現するため、日ごろから介護予防に取り組んでいけるよう、身近な場所で気軽に参加できる効果的な介護予防事業を提供します。さらには、介護サービス等により、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくことができるよう、必要な施策を展開していきます。

(2) 基本的考え方

次のような基本的考え方に沿って、施策を推進していきます。

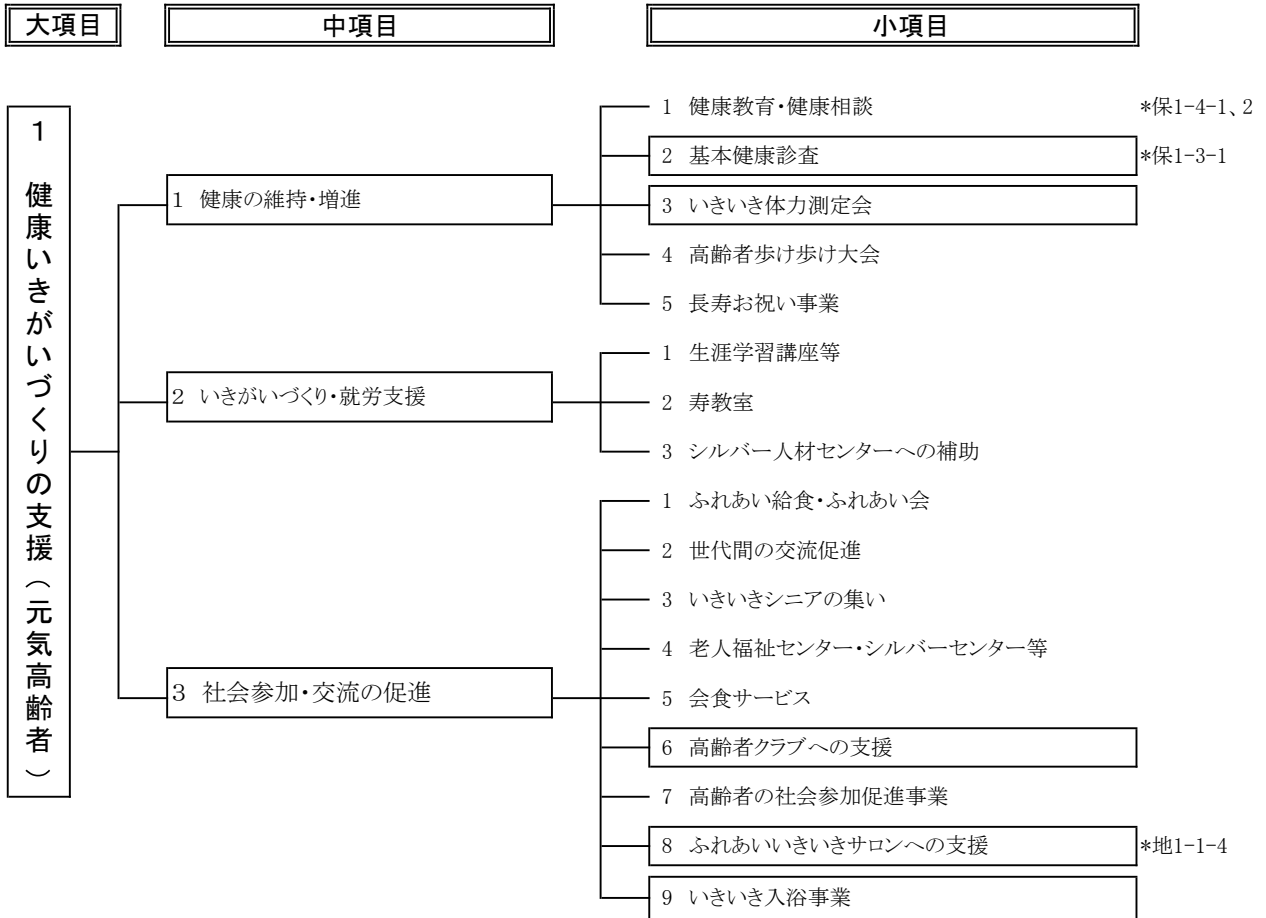
- 平成27年には「団塊の世代」がすべて65歳以上になります。そのため、年金や医療、介護などこれからの社会保障制度のあり方が、いま改めて問われています。一方、身近な地域の問題を考え、様々な地域活動を始めようとする高齢者が増えてきたことから、高齢者施策は大きな転換期を迎えています。こうした時代の変化を見通して、高齢者が生涯にわたって健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう、多様な生活実態に合った福祉サービスを提供していく必要があります。
- 高齢者が多様な価値観を持ち、いつまでもチャレンジ精神を失うことなく、いきいきと活動できるようにすることは、社会にとっても必要なことです。このため、日ごろから健康の維持・増進を図り、様々ないきがいづくりに参加できるように保健、医療、生涯学習などの関連分野との連携をより強化して健康推進事業の充実を図るとともに、各種生涯学習講座の開講など、多様なニーズに対応していきます。
- 高齢者は社会で長年、培ってきた豊かな経験と多岐にわたる知識を有しています。これらを地域社会に還元することによって、更にいきがいを高め、社会参加や交流の促進につなげていくことが期待されます。そのため、

高齢者の自主的な活動への支援や交流の場の提供を図っていきます。

- 改正された介護保険制度の趣旨を踏まえ、要支援認定者に対する介護予防給付を円滑に実施するとともに、要支援・要介護になる前からの一貫性・連続性のある介護予防システムを確立する必要があります。そのためには、新たに設置する「地域包括支援センター」が担う介護予防ケアマネジメントの円滑な実施に努めます。
- 介護が必要になった高齢者には、住み慣れた地域で普段の生活実態からできるだけ離れることなく、誇りと尊厳に配慮した介護サービスを提供していくことが重要です。そのためには、地域単位で適切な介護サービスを提供できるよう、施設等の基盤整備を図り、地域に密着したサービスを創設する必要があります。こうした地域の実情に応じた地域密着型サービスの創設に当たっては、面積、人口、住民の生活形態等から定めた一定の生活圏域ごとに必要とされる整備量を定め、それらを計画的に整備していきます。
- 認知症により介護が必要となる高齢者が増加傾向にあります。従来の施設中心の介護から、様々なサービスを利用して可能な限り在宅で暮らすことによって、本人だけでなく家族が安心して生活を送ることができるようにしていくことが求められています。そのためには、常時、相談に応じられる拠点の整備、成年後見制度利用への支援等を更に充実していきます。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、身近なサービスを有効に利用していくことが必要です。このため、「地域包括支援センター」が介護に関する各種相談窓口として十分に機能するように配慮していく必要があります。また、利用者が適切な介護サービスを選択することが可能となるよう、事業者への指導や支援を行うなど、利用者の立場に立った介護保険を始めとする各種サービスの提供に努めます。
- 身近な地域で安心できる暮らしを支援するためには、地域が一体となって取り組んでいくことが求められます。民生委員や話し合い員、社会福祉協議会など地域における様々な人材や福祉資源と連携を図り、安全・安心な暮らしを実感できる施策を推進するため、今後更に地域福祉のネットワークづくりに取り組んでいきます。特に高齢者虐待問題については、その対応方法を体系化するなど充実に努めます。
また、介護や介護以外の様々な生活上の問題を抱える高齢者に対しては、きめ細かく相談に応じ、各種福祉サービスに結びつけるよう、相談支援の体制を整備します。

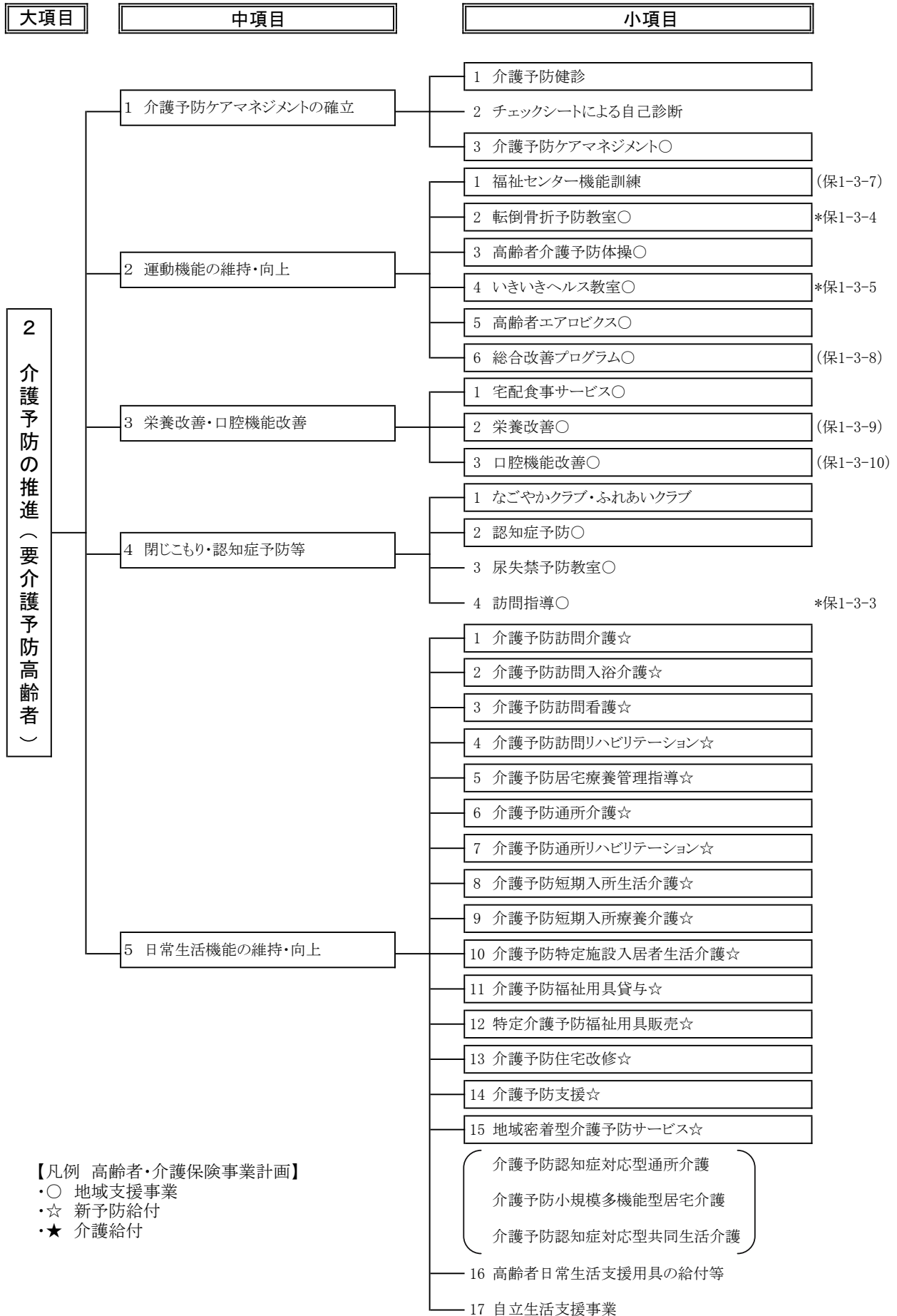
(3) 計画の体系

高齢者・介護保険事業計画 体系図



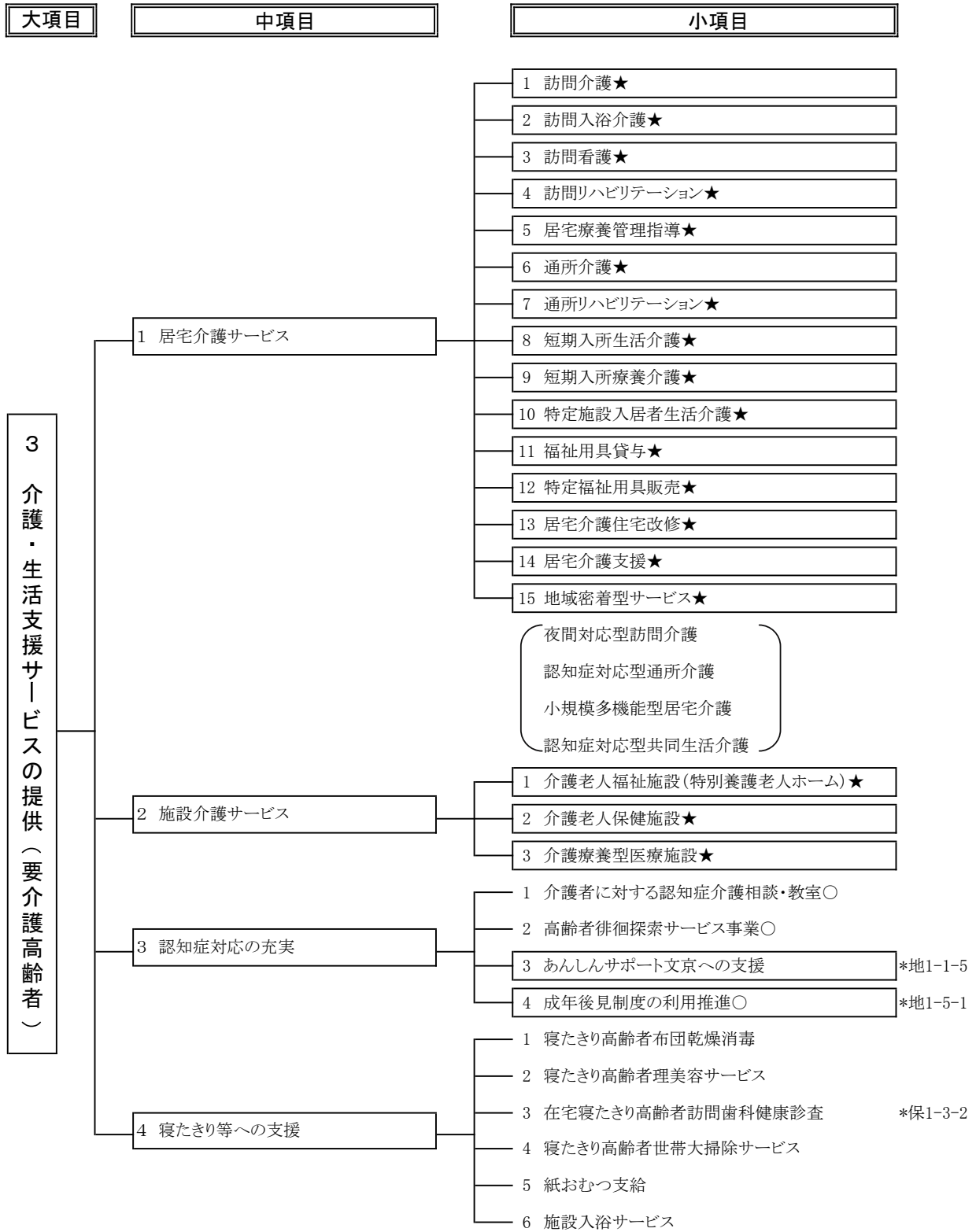
【凡例 各分野別計画に共通】

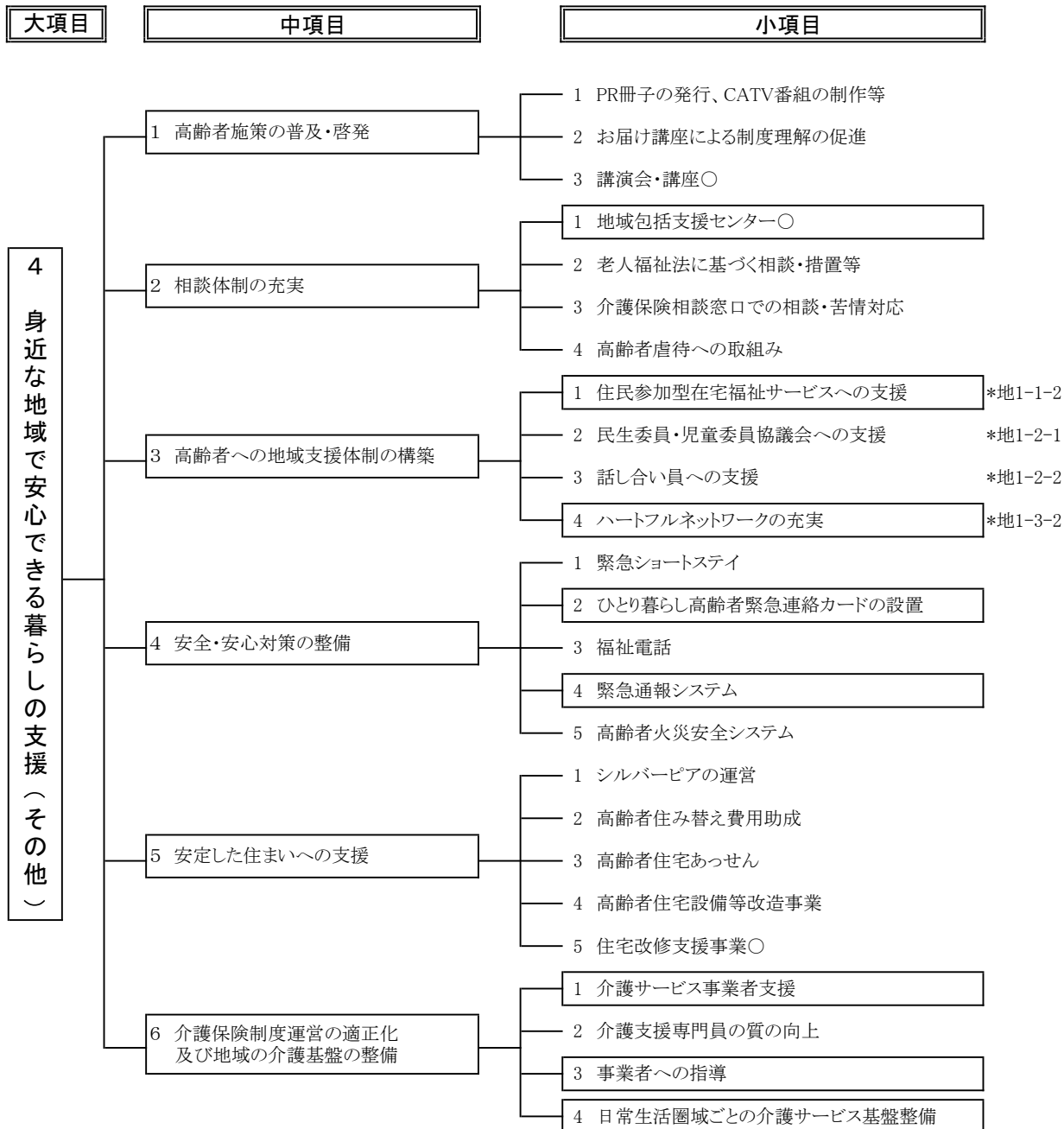
- ・小項目の枠囲み表示事業は、計画目標を掲げ進行管理の対象とする予定の事業です。
- ・他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の末尾に（ ）又は*がついています。
 （ ）…本計画（高齢者・介護保険事業計画）でとりあげています。
 * …他の分野別計画でとりあげています。
- 重複掲載事業の表記は、分野別計画の頭文字＋事業毎の連番又は大中小項目の枝番で表記しています。
 子…子育て支援計画、高…高齢者・介護保険事業計画、保…保健計画、地…地域福祉の推進。



【凡例 高齢者・介護保険事業計画】

- ・○ 地域支援事業
- ・☆ 新予防給付
- ・★ 介護給付





2 保健計画

(1) 計画の目標

すべての区民が安心して健康に暮らすためには、こころや身体の発達や成長、維持にとって良好な環境が必要です。保健計画では、区民一人ひとりが、生涯を通じて健康で安心して、いきいきと暮らし続けることができるように、疾病の予防と早期発見・早期治療をはじめとした保健サービスの提供、地域での保健医療体制の充実を目指します。

(2) 基本的考え方

次のような基本的考え方に沿って、施策を推進していきます。

- 区民だれもが生涯を通じていきいきと健康に暮らし、積極的に社会参画していくために、健康の意義がますます重要となっています。そのため、区ではライフステージに応じてきめ細かな保健サービスを提供します。
- 少子化に伴う育児不安や子どもへの虐待の増加など、子どもをめぐる社会環境の著しい変化に対応した支援を行うため、区ではきめ細かい母子保健サービスの提供を通して子育て支援に取り組みます。
- 生活習慣病は、現在も死因、総患者数において多くの部分を占めており、区民が健康的に暮らしていくためには、生活習慣病の予防はこれからも大きな課題です。
食事や運動など生活習慣を改善することによって、疾病の発症を予防し進行を抑えるという「一次予防」を重視し、単に疾病がないというだけでなく、より質の高い健康づくりを目指して「健康ぶんきょう21」の行動目標達成に向けた施策を進めます。
また、これまでも行ってきた、生活習慣病を早期に発見し、早期に治療するという「二次予防」に重点を置いた基本健康診査やがん検診は、今後も引き続き継続します。
- 人生80年時代を迎え、高齢期になっても、自立し、いきいきと暮らし、寝たきりにならずに社会に参加する意欲を持って生活することが重要です。骨粗しょう症予防や転倒骨折予防など予防事業を充実し、高齢者の生活の質の維持向上に努めるとともに、高齢になっても適切な予防対策をとることにより、疾病や障害があってもより健康的に生活ができるよう、「三次予

防」の施策の充実を図ります。

○ 精神障害者のための施策は自立と社会参加の促進へと転換しており、生活の場も地域社会の中に確保することが求められています。精神障害者が安定した日常生活を送る上で欠くことのできない相談サービスを充実し、生活の場であるグループホームや地域での生活を支えるショートステイ、ホームヘルプ等のサービスの拡充に努めます。

○ SARS（重症急性呼吸器症候群）、高病原性鳥インフルエンザなどの新しい感染症が発生する一方で、結核、エイズの患者数も増加しています。また、テロや災害などの大規模な健康被害に対する対策も必要とされてきています。

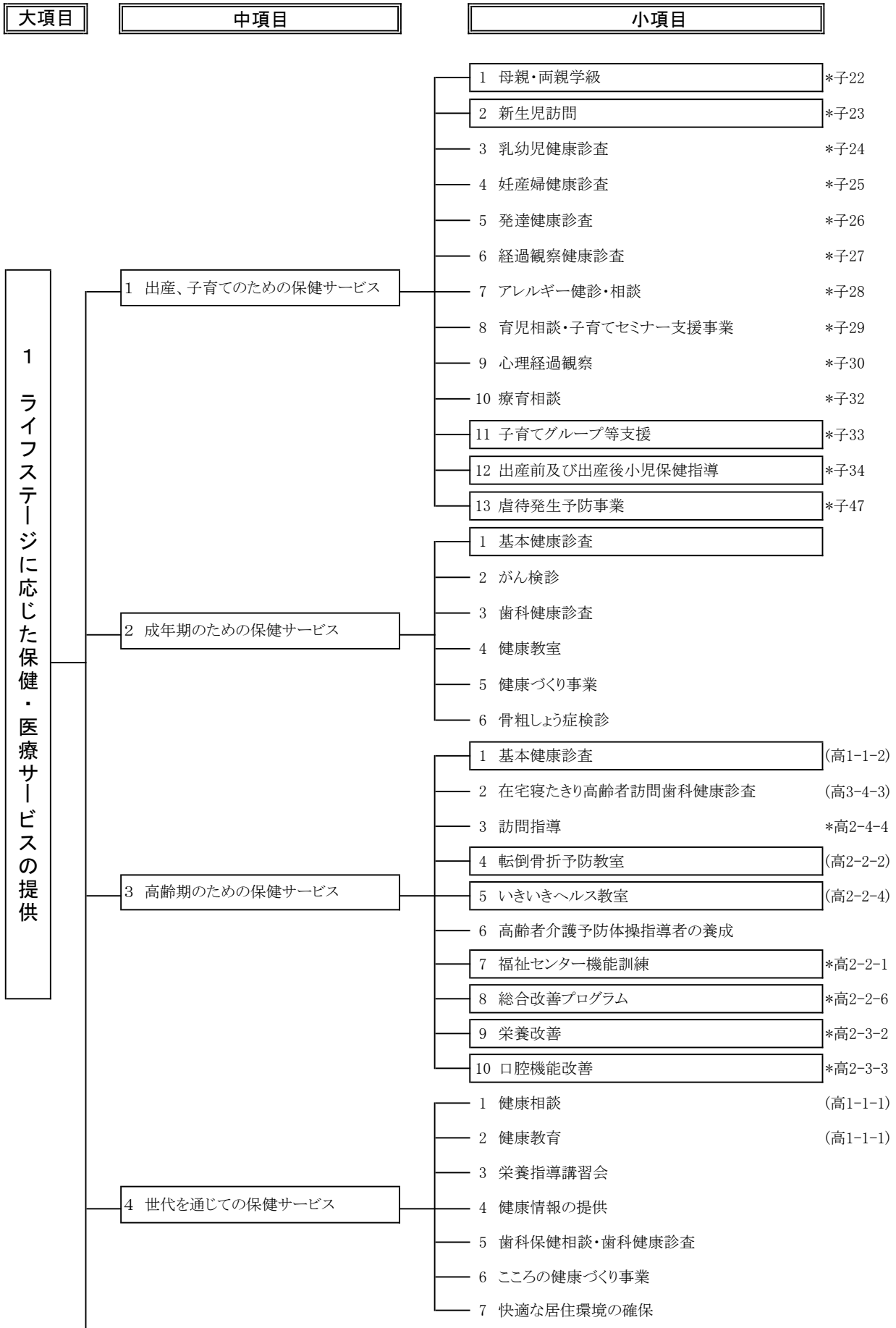
感染症等に対する予防や知識の普及啓発と、大規模な健康被害に対する健康危機管理体制及び災害時医療救護体制の充実を目指します。

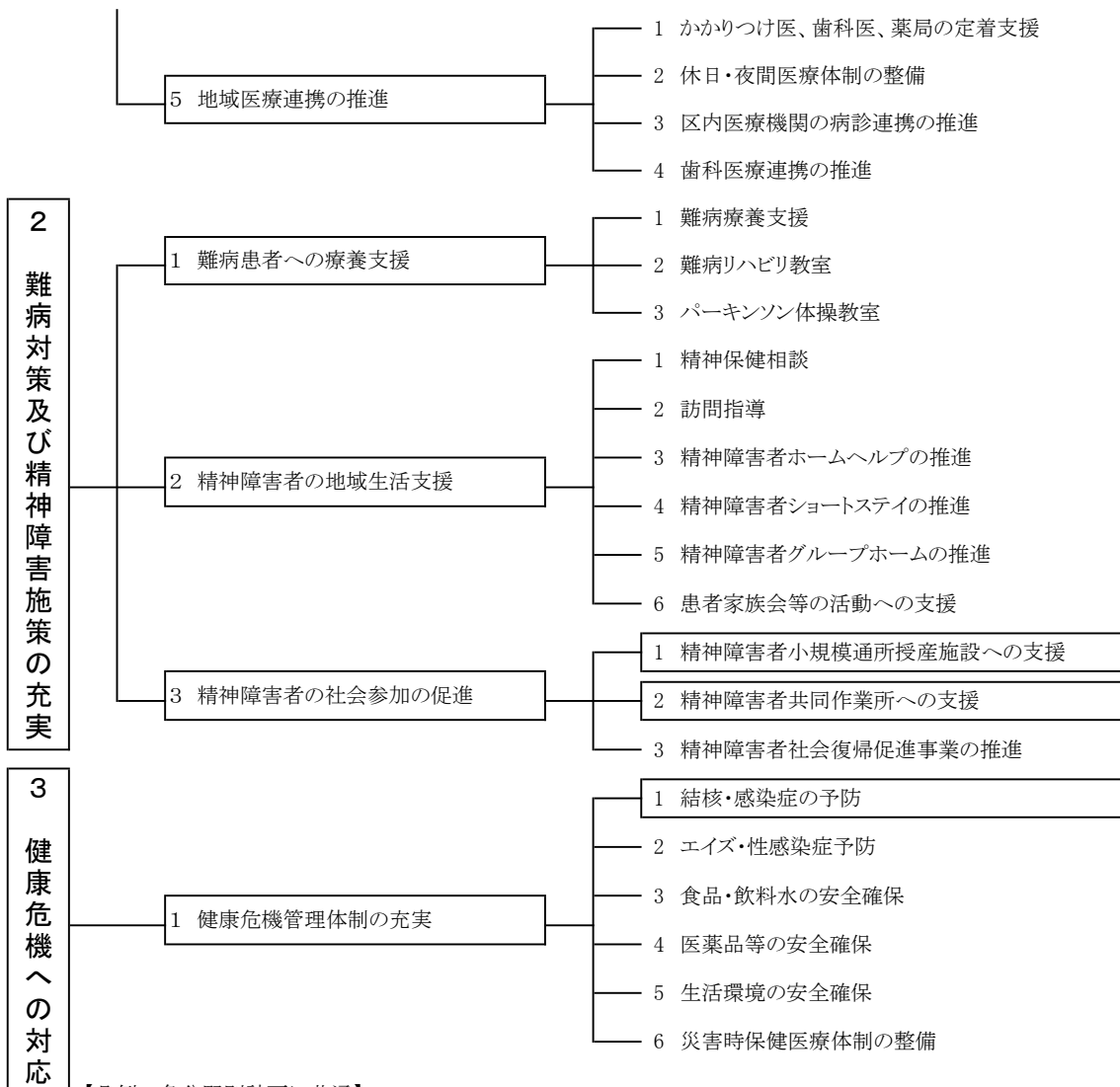
また、地域の保健医療機関や各種団体、学校、企業、ボランティア、区民等が連携を図りつつ、地域全体で健康の保持・増進に取り組むことができるように、地域における仕組みづくりを進めます。

（3）計画の体系

《別図》

保健計画 体系図

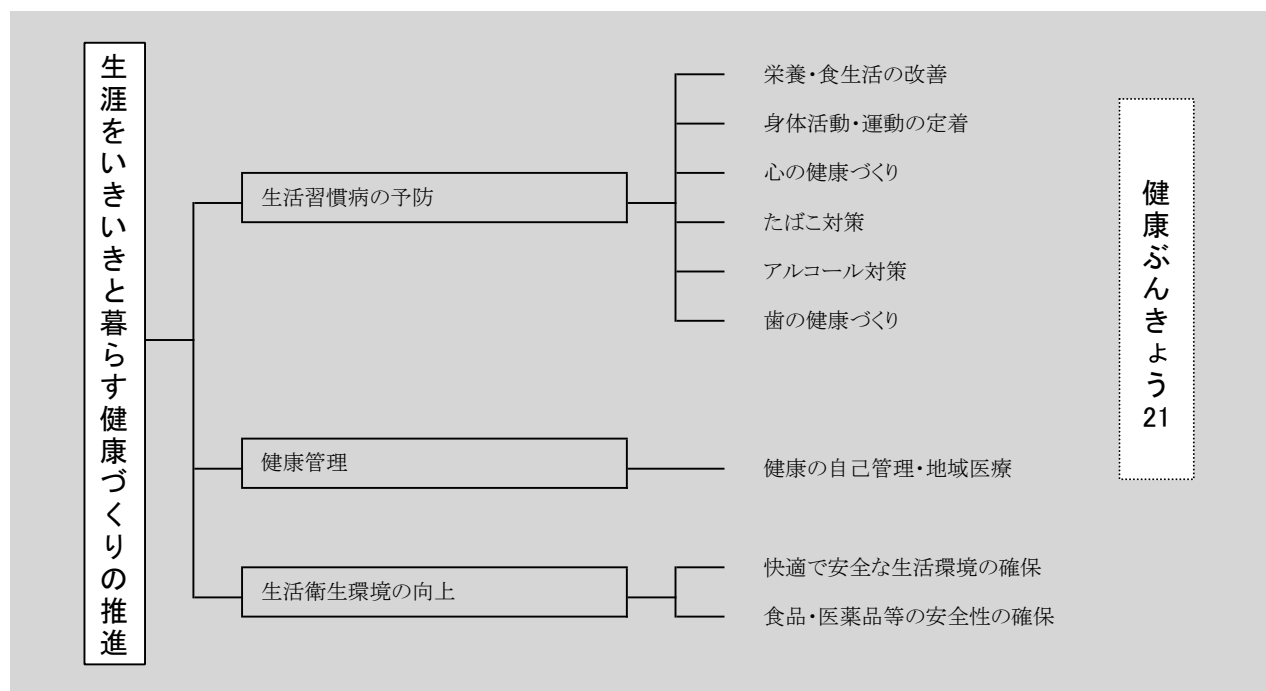




【凡例 各分野別計画に共通】

- ・小項目の枠囲み表示事業は、計画目標を掲げ進行管理の対象とする予定の事業です。
- ・他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の末尾に（ ）又は*がついています。
 （ ）…本計画（保健計画）でとりあげています。
 * …他の分野別計画でとりあげています。
- 重複掲載事業の表記は、分野別計画の頭文字＋事業毎の連番又は大中小項目の枝番で表記しています。
 子…子育て支援計画、高…高齢者・介護保険事業計画、保…保健計画、地…地域福祉の推進。

参考



(4) 計画事業

1 ライフステージに応じた保健・医療サービスの提供

出産・子育てから高齢期までの各ライフステージにおいて、区民が地域で安心して健康に暮らしていくことができるように、健康診査、がん検診等により疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、疾病の発生を予防し、区民の健康を増進するために、健康づくり、歯科保健、栄養改善、介護予防などの事業の充実を図ります。

また、区民が必要に応じて医療サービスを受けることができるように、地域での医療機関相互の連携を進めます。

1-1 出産・子育てのための保健サービス

妊産婦及び乳幼児の健康診査、保健師による訪問指導などを実施して、母子の心身にわたる健康の保持・増進を図るとともに、母親の育児不安の解消と地域での仲間づくりを進めます。また、児童虐待の予防に向けた施策を実施していきます。

1-1-1 母親・両親学級（子育て支援計画 22 再掲）

現況（平成16年度末）	目 標
・ 母親学級 4 日制 年 22 回開催	親となる準備を支援するために、初めて子育てをする親を対象に、妊娠、出産、育児に関する一般的な知識の普及啓発を行い、妊娠中の不安解消を図る。 また、交流の機会を設けることで、仲間づくり、地域で子育てを互いに支え合う環境づくりを目指す。 (両親学級は平成17年度から年12回開催) ・ 母親学級 4 日制 年 22 回開催 ・ 両親学級 1 日制 年 12 回開催
・ 両親学級 1 日制 年 22 回開催	

1-1-2 新生児訪問（子育て支援計画 23 再掲）

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・保健師による訪問 107 件 ・委託助産師による訪問 211 件 	<p>新生児の家庭に保健師または助産師が訪問し、産婦の心身の健康管理および新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等について必要な助言・指導を行うことにより、親の育児を支援し、新生児の健やかな成長を図る。</p> <p>また、訪問事業とあわせて電話等による相談を活用することにより、新生児を持つ親への支援に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師による訪問 275 件／年 ・委託助産師による訪問 275 件／年

1-1-1-1 子育てグループ等支援（子育て支援計画 33 再掲）

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・育児相談事業 乳児 5 グループ 1020 組参加 ・双子・三つ子の交流会の開催 2 グループ 22 組参加 ・子育てグループ支援事業 乳幼児 5 グループ 408 組参加 ・出張健康教育の実施 3 グループ 4 回、68 組参加 ・子育て支援セミナー（関係団体補助事業）の開催 18 回 	<p>育児不安の解消と地域での仲間づくりを目的に、育児相談の場を設け、グループ活動の中で区民が自ら問題を解決する力をつけ、自主的な活動ができるように支援の充実を図る。</p> <p>自主的に活動する子育てグループに対しては、必要に応じて活動の場や情報の提供等を行い、支援・育成に努める。また、広く区民に子育てに関する情報を提供する関係団体との連携、協力を進める</p>

1-1-1-2 出産前及び出産後小児保健指導（子育て支援計画 34 再掲）

現況（平成16年度末）	目 標
<p>育児不安のある妊産婦を対象に、産婦人科医等が小児科医を紹介し、保健指導を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 紹介 17 件 保健指導 8 件 	<p>産婦人科医・小児科医が地域で連携して妊産婦の育児不安を軽減し、また、かかりつけ医の確保につなげることで、子どもの健全育成を図る。</p>

1-1-1-3 虐待発生予防事業（子育て支援計画 47 再掲）

現況（平成16年度末）	目 標
<p>（平成17年度より小石川保健サービスセンターで開始）</p> <p>乳児健康診査での子育てアンケート、問診、診察等から得られた情報を基に支援計画を作成し、支援活動を実施</p>	<p>乳児健康診査を活用して、子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に把握し、保健師、臨床心理士及び関係機関が連携して重点的に支援を行うことにより、リスクを低減し虐待の発生を予防する。</p> <p>平成18年度より、本郷保健サービスセンターでも実施する。</p>

1-2 成年期のための保健サービス

生活習慣病の早期発見、早期治療に向けた基本健康診査、がん検診等を引き続き実施します。また、生活習慣病の発症を予防するための「一次予防」に向けて、健康相談、栄養相談などの充実を図ります。

1-2-1 基本健康診査

現況（平成16年度末）	目 標
40歳以上64歳以下の区民を対象として、基本健康診査及び生活習慣改善指導を実施 節目健診 2,750人 地区医師会委託 8,275人	健康診査を実施し生活習慣病等を早期に発見する。また、指導により生活習慣改善を図り、生活習慣病の予防・進行防止に役立てる。 ・節目健診 2,800人/年 ・地区医師会委託 8,500人/年

1-3 高齢期のための保健サービス

高齢者がいつまでも地域でいきいきと暮らし寝たきりにならないために、基本健康診査を引き続き実施するとともに、従来から行っている高齢者への訪問指導、転倒骨折予防事業に加え、介護予防事業として栄養改善事業、口腔機能改善事業を新たに実施します。

1-3-1 基本健康診査

現況（平成16年度末）	目 標
65歳以上の区民を対象として、基本健康診査及び生活習慣改善指導を実施 地区医師会委託 19,195人	高齢者を対象に健康診査を実施し生活習慣病等を早期に発見する。また、介護予防の視点から生活機能に関するチェック項目を併せて実施し、要支援・要介護状態になる前から介護予防を実施する。 ・地区医師会委託 20,000人/年

1-3-4 転倒骨折予防教室

現況（平成16年度末）	目 標
転倒リスクの高い高齢者を対象に、地域の身近な施設で、定期的に転倒骨折予防教室を開催 9会場 215回	継続的に教室に参加することで、骨折等につながりやすい転倒を予防するとともに、参加者同士の交流を図り、閉じこもりを予防する。 教室参加者の介護予防への意欲を高め、教室修了者による自主グループ等での運動継続を支援し、新たな対象者の拡大を図る。 ・9会場 216回/年

1-3-5 いきいきヘルス教室

現況（平成16年度末）	目 標
筋力、脚力、平衡感覚強化のための体操・レクリエーション療法を中心とした教室の開催 年 36回、延 673人	ひとり暮らしの高齢者や外出機会の少ない高齢者とその家族を対象に、心身機能の低下を防ぐとともに参加者同士の交流を図り、寝たきりや閉じこもりを予防する。 ・年 36回 延 780人

1-3-7 福祉センター機能訓練（高齢者・介護保険事業計画 2-2-1 重複掲載*）

現況（平成16年度末）	目 標
加齢に伴い、40歳以上の心身機能が低下した者及び脳血管疾患の後遺症等により医療終了後も継続して訓練が必要な者を対象に、集団訓練を実施する。 ・理学療法 週 2回 延 1,102人 ・作業療法 週 1回 延 631人 ・言語療法 週 1回+月 2回 延 500人	疾病、外傷、老化等により心身の機能が低下している40歳以上64歳以下の者に対し、心身機能の維持を図るため、老人保健法に規定する機能訓練を実施する。なお、言語療法については、65歳以上の者でも、介護保険等のサービスで言語療法の実施がない場合、対象とする。 ・理学療法 週 1回 延 300人 ・作業療法 週 1回 延 150人 ・言語療法 週 1回+月 2回 延 500人

1-3-8 総合改善プログラム（高齢者・介護保険事業計画 2-2-6 重複掲載）

現況（平成16年度末）	目 標
_____	介護予防健診の結果、筋力の低下が認められる高齢者を対象に、地域包括支援センターのケアマネジメントのもと、筋力の向上を中心に、栄養改善、口腔機能向上を取り入れた介護予防総合改善プログラムによる筋力向上トレーニング、マシントレーニングを実施する。 区立高齢者在宅サービスセンター 8か所 福祉センター 1か所 介護予防拠点 4か所

1-3-9 栄養改善（高齢者・介護保険事業計画 2-3-2 重複掲載）

現況（平成16年度末）	目 標
_____	介護予防健診の結果、低栄養状態が認められる高齢者を対象に、地域包括支援センターのケアマネジメントのもと、栄養改善プログラム事業を実施する。 区立高齢者在宅サービスセンター 8か所 また、介護予防の観点から、一般の高齢者向けの栄養改善教室も転倒骨折予防教室と併せて開催する。 ・区民施設 9か所

* 事業1-3-7、1-3-8、1-3-9、1-3-10は高齢者・介護保険事業計画でとりあげている重複事業であり、参考として点線で囲み掲載をしています。

1-3-10 口腔機能改善（高齢者・介護保険事業計画 2-3-3 重複掲載）

現況（平成16年度末）	目 標
_____	介護予防健診の結果、虚弱や低栄養状態が認められる高齢者を対象に、地域包括支援センターのケアマネジメントのもと、口腔機能改善プログラム事業を実施する。 区立高齢者在宅サービスセンター 8か所 また、介護予防の観点から、一般の高齢者向けの口腔機能向上教室も開催する。 ・保健サービスセンター さらに、転倒骨折予防教室と併せた形で口腔機能向上教室を開催する。 ・区民施設 9か所

1-4 世代を通じたの保健サービス

区民が地域で心身とも健康で暮らすことができるように、各ライフステージを通じて健康相談、歯科相談・健康診査、栄養指導、精神保健相談等の事業を実施し、必要な健康情報の提供を行います。

1-5 地域医療連携の推進

区民が必要とするとき必要な医療を受けることができるように、休日・夜間医療体制の整備、医療機関相互の連携を進めます。

2 難病対策及び精神障害施策の充実

難病は、原因が不明で治療法が未確立の疾患であり、療養期間が長期に及ぶことが多くなります。近年では、医療的ケアを受けながら、地域で生活する難病患者もおり、在宅療養支援の充実が求められています。

また、精神障害者のための施策は、入院医療から地域ケアへと移行しつつあり、自立と社会参加を促進するための地域生活支援が重要です。

2-1 難病患者への療養支援

難病患者とその家族が地域で安心して療養生活を送ることができるように、関係機関と連携をとりながら、難病療養相談、訪問指導、難病リハビリ教室、パーキンソン体操教室を実施していきます。

医療費助成申請の機会をとらえて保健師が面接を行い、難病患者が地域において安心して生活が送れるように、個々のニーズに対応したサービスを提供していきます。また、地区医師会が実施する在宅難病訪問診療事業に協力し、適切な医療と必要な生活支援につなげていきます。

2-2 精神障害者の地域生活支援

精神障害者とその家族が安定した日常生活を送るために精神保健相談や訪問指導などを実施し、地域での生活を支援するホームヘルプ、ショートステイ、グループホームの居宅支援事業を充実します。また、患者家族会等の活動を支援していきます。

2-3 精神障害者の社会参加の促進

精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、精神障害回復途上者デイケア事業を充実させ、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者共同作業所への支援を拡充します。また、地域生活支援センターなどの関係機関と連携をとりながら、個々の状況に応じてきめ細かく支援していきます。

2-3-1 精神障害者小規模通所授産施設への支援

現況（平成16年度末）	目 標
施設に運営費補助を実施 施設数 1 か所 通所者数 22 人	社会福祉法人等が運営する小規模通所授産施設への補助を行うことで、精神障害者に一定の作業の場を提供し、地域社会における自立を促進する。 ・施設数 1 か所 通所者数 22 人

2-3-2 精神障害者共同作業所への支援

現況（平成16年度末）	目 標
施設に運営費補助を実施 施設数 3 か所 通所者数 99 人	共同作業所への補助を行うことで、精神障害者に一定の作業の場を提供し、地域社会における自立を促進する。 平成18年1月から1施設追加し、4施設への補助を予定している。 ・施設数 4 か所 通所者数 130 人

3 健康危機への対応

SARS（重症急性呼吸器症候群）、高病原性鳥インフルエンザなど新たな感染症の発生、自然災害や事故など、大規模で深刻な健康危機への対応策の検討を進めます。

3-1 健康危機管理体制の充実

感染症の発生、食中毒、飲料水の事故など、区民の健康を脅かす健康危機に対応するために、対応マニュアルの見直しを行い、適正な情報提供を図ります。

また、震災や新しい感染症の発生など、大規模・深刻な健康危機に即応できるように、必要な医療機材・医薬品等を整備し、関係機関との連携を進めます。

3-1-1 結核・感染症の予防

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年新規登録患者数 65人 ・平成16年末結核登録患者数 128人 ・感染症発生状況 2類・3類感染症 21件 ・予防接種実施人員 <ul style="list-style-type: none"> BCG 1,242人 DPT・DT 5,651人 ポリオ 2,212人 麻しん 1,153人 風しん 1,319人 日本脳炎 4,243人 高齢者インフルエンザ 17,206人 	<p>結核健康診断をはじめ、予防接種、適切な医療の確保、患者管理（服薬支援、病状把握等）を行う。また、正しい知識を普及啓発することにより、予防と早期発見、早期治療を促進し結核患者の減少を図る。</p> <p>感染症予防として、平常時の感染症発生動向調査、発生時の防疫措置、感染症患者に対する調査・指導等を行う。</p> <p>さらに、定期予防接種の接種率を高めることにより、感染症の発生予防とまん延防止を図り公衆衛生の向上を図る。</p>

3 地域福祉の推進

(1) 計画の目標

地域福祉の各分野に共通する施策を総合的、効果的に推進するため、社会福祉協議会をはじめとする地域の住民主体の様々な福祉活動団体への支援、福祉のまちづくり等に取り組みます。

また、様々な新しい課題に対する施策を積極的に推進するため、支援を必要とする人々に対するネットワークの整備・充実、福祉サービスの利用推進や権利擁護事業に取り組みます。

(2) 基本的考え方

次のような基本的考え方に沿って、施策を推進していきます。

- 地域福祉を推進する上では、地域の住民が主体となって、地域における福祉の様々な課題を解決し、福祉の地域づくりを実践していくことが重要です。そのために、地域福祉を推進する中心的な団体である（社福）社会福祉協議会が実施するボランティア・市民活動センターや住民参加型在宅福祉サービス、ファミリー・サポート・センター等の様々な活動に対して、区として積極的に支援します。
- また、常に住民の立場に立つ、地域生活の中で最も身近な相談支援者である民生委員・児童委員（協議会）や話し合い員、青少年の健全育成を図ることを目的とする青少年対策地区委員会等の、地域の福祉活動団体が様々な活動を推進できるよう、区として積極的に支援します。
- 地域で支援を必要とする様々な人々に対して、地域の住民や様々な活動団体と、区や関係機関等が協働して支援していくことが必要です。そのために、災害要援護者に対する支援、高齢者に対する地域での見守り、児童虐待の防止等の課題に対応する様々なネットワークが充実するよう、区として支援します。
- だれもが地域で安心して生活できるよう、また、積極的に社会参加ができるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて福祉のまちづくりに取り組むことが必要です。そのために、文京区福祉環境整備要綱に基づいて、区道、公園、公衆トイレ等のバリアフリー化を図り、福祉のまちづくりを推進します。また、施設や設備面での整備等を通じて、人々の心の

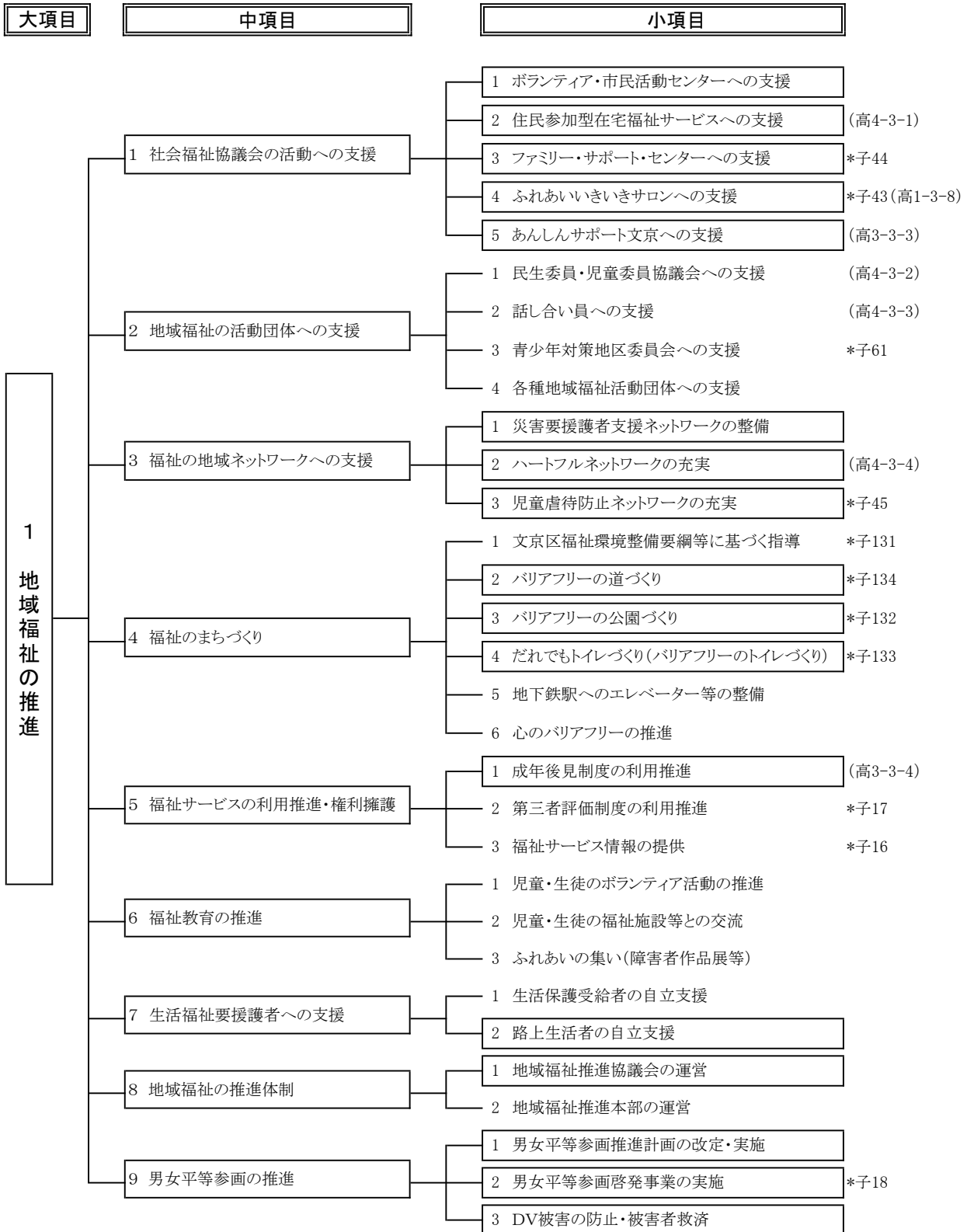
バリアフリーの実現を目指します。

- 福祉サービスを必要とする人が、安心して適切なサービスを利用できることが必要です。そのために、福祉サービス利用支援と苦情解決とに一体的に取り組んでいる、社会福祉協議会が設置する権利擁護センター「あんしんサポート文京」を支援するとともに、判断能力が不十分である方の権利擁護のために、成年後見制度に対する理解を広め、制度利用の支援を推進します。
- 地域福祉を推進する様々な活動は、男女平等参画の視点に立脚して展開されることが必要です。様々な場面において、男女が性別にかかわらず、責任と喜びを分かちあい、個性と能力を十分に生かすことのできる男女平等参画社会の実現を目指します。

(3) 計画の体系

《別図》

地域福祉の推進 計画の体系図



【凡例 各分野別計画に共通】

- ・小項目の枠囲み表示事業は、計画目標を掲げ進行管理の対象とする予定の事業です。
- ・他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の末尾に () 又は*がついています。
 () …本計画(地域福祉の推進)でとりあげています。
 * …他の分野別計画でとりあげています。
- 重複掲載事業の表記は、分野別計画の頭文字+事業毎の連番又は大中小項目の枝番で表記しています。
 子…子育て支援計画、高…高齢者・介護保険事業計画、保…保健計画、地…地域福祉の推進。

(4) 計画事業

地域福祉を推進するため、子育て支援、高齢者・介護保険、障害者、保健の各分野に分かれた計画のすべてに関係する諸施策を、総合的、効果的かつ横断的に進めていくことが重要です。

そのために、社会福祉協議会や様々な福祉活動団体と協働して、様々な福祉の地域ネットワークを整備する事業を行います。また、道路や公園などのバリアフリー化など、幅広い福祉のまちづくりを進めます。さらに、利用者主体の開かれた福祉を進めるための福祉サービスの利用推進・権利擁護、生活福祉要援護者への支援及び男女平等参画の推進等、幅広く地域福祉を推進する事業を実施します。

1-1 社会福祉協議会の活動への支援

地域福祉を推進する上で中心的な担い手として位置づけられている文京区社会福祉協議会が実施する様々な活動等に対して、区は財政面をはじめ運営に必要な支援を実施します。

(なお、社会福祉協議会が実施する以下の事業については、社会福祉協議会の事業目標を掲げています。区は、この目標達成のために、社会福祉協議会に対して支援していきます。)

1-1-1 ボランティア・市民活動センターへの支援

現況 (平成16年度末)	目 標
<ul style="list-style-type: none">・小中学校への派遣指導 10回実施 (必要に応じ実施)・ボランティア講座の実施 手話、点訳、朗読、ボランティアスクール等・NPO活動との協働、NPO活動への支援	<p>福祉教育への支援として、小中学校へのボランティア派遣事業や教員向けの講座等を実施する。</p> <p>また、NPO等のネットワークづくりを支援し、NPO間の協働を促進するため、交流会を開催することをはじめ、「ボランティア・市民活動まつり」の企画運営を実行委員会方式で実施するなどして、より関係性を深めていく。</p> <p>さらに、リーダー研修をNPO等との共催で実施したり、ホームページで、活動状況の情報提供を行うとともに、活動団体への事業助成を通じて、支援体制を強固にしていく。</p>

(実施：社会福祉協議会)

1-1-2 住民参加型在宅福祉サービスへの支援

現況（平成16年度末）	目 標
・ホームヘルプサービス （登録会員） 利用会員 482人 協力会員 205人 （利用時間） 家事援助 12,784時間／年 介護援助 9,606時間／年 大掃除等 1,301時間／年	高齢者や障害のある人等が、住み慣れた地域社会の中において、充実した在宅生活が送れるよう、より一層ニーズに即したサービス提供を行っていく。 住民参加型在宅福祉サービスの推進は、サービス提供者である協力会員の確保が最も重要となることから、介護保険制度の改正による影響等も踏まえ、協力会員の増加を図る。 ・利用会員 200人増（20年度末） ・協力会員 100人増（同上）

（実施：社会福祉協議会）

1-1-3 ファミリー・サポート・センターへの支援（子育て支援計画44再掲）

現況（平成16年度末）	目 標
・ファミリー・サポート・センター 1か所 提供会員 164人 依頼会員 1,073人 両方会員 49人	地域における育児の相互援助活動として、会員を組織し、保育園の送迎や単発的な保育需要にこたえていくために、会員数の増大を図る。 また、多様なケースに対応していくため、提供会員の中からサブリーダーを養成し、サービスの充実を図る。

（実施：社会福祉協議会）

1-1-4 ふれあいいきいきサロンへの支援

現況（平成16年度末）	目 標
・高齢者サロン 15か所 ・子育てサロン 3か所 ・障害者（児）サロン 2か所 ・混合型サロン 2か所	孤立や閉じこもりをなくし、地域の中で安心して暮らしていけるように、高齢者に限らず、障害者や子育て世代等だれもが参加できる身近なサロン活動を支援する。この住民主体のサロン活動が区内に広く及ぶことを通じて、地域住民どうしの支え合いによる新たなコミュニティの形成を目指す。 ・高齢者サロン 20か所（20年度末） ・子育てサロン 8か所（同上） ・障害者（児）サロン 4か所（同上） ・混合型サロン 5か所（同上）

（実施：社会福祉協議会）

1-1-5 あんしんサポート文京への支援

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用援助事業 16件 ・財産保全管理サービス 10件 ・成年後見制度利用支援 102件 ・法律相談 30件 	<p>区民の福祉サービス利用等に伴う苦情解決と福祉サービスの利用支援を一体的に実施することにより、利用者の利益保護を図っていく。</p> <p>また、地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護に関する相談業務と連携が図れるよう支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用援助事業等の利用件数 <p style="text-align: right;">30件増（20年度末）</p>

（実施：社会福祉協議会）

1-2 地域福祉の活動団体への支援

地域福祉を推進するため、地域の様々な福祉活動を実施する団体を支援し、福祉の地域づくりを進めます。

常に住民の立場に立つ、地域生活の中で最も身近な相談支援者である民生委員・児童委員（協議会）、ひとり暮らしの高齢者を訪問し生活や身の上のことなどの相談相手となる話し合い員、障害者の活動支援や相談等を行う身体障害者相談員・知的障害者相談員、青少年の健全育成を図る青少年対策地区委員会等の地域の福祉活動団体等に対して、様々な支援を実施します。

1-3 福祉の地域ネットワークへの支援

地域で支援を必要とする様々な人々に対して、地域の住民や様々な活動団体と、区や関係機関が連携・協働して支援し、福祉の地域づくりを進めます。

災害時に適切な防災行動をとることが困難な寝たきり等の高齢者や障害者等の災害要援護者に対する支援ネットワークを整備します。

高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう声かけ・見守り等を行い緊急対応も含め支援するハートフルネットワークを一層充実します。また、児童虐待の未然防止、早期発見及び迅速・的確な対応を行うため発足した児童虐待防止ネットワーク連絡会の充実に努め、子ども家庭支援センターについては、先駆型*への移行を図り、更に児童虐待防止機能の強化を図ります。

先駆型子ども家庭支援センター 子ども家庭支援センターの機能に、虐待防止支援訪問事業、見守りサポート事業、育児支援ヘルパー事業等の児童虐待の予防的取り組みや地域における見守り機能を新たに加え、地域における子育て支援のための機能強化を図ることを目的に東京都において創設されたものです。

1-3-1 災害要援護者支援ネットワークの整備

現況（平成16年度末）	目 標
_____	大規模地震等の災害が発生した際、高齢者、障害者等の災害要援護者を支援するため、民生委員・児童委員等の地域の活動団体と連携して、ネットワークを整備する。

1-3-2 ハートフルネットワークの充実

現況（平成16年度末）	目 標
・平成16年12月事業開始 地域在宅介護支援センターを中心に、関係協力機関との連携の構築を図っている。	高齢者が住み慣れた地域で、安心して、いきいきとした生活を続けられるよう、緊急事態や虐待・徘徊などの介護問題にいち早く気付くため、地域包括支援センターを中心として関係機関が連携し、地域で高齢者を支え合うネットワークの充実を図る。

1-3-3 児童虐待防止ネットワークの充実（子育て支援計画45再掲）

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止ネットワーク 連絡会議 8回 ・児童相談センターとの連絡会 11回 ・主任児童委員との連絡会 10回 ・関係機関等連絡会 (個別ケース) 8回 ・関係機関用マニュアル作成 2,500部 	児童虐待防止ネットワークの安定的な構築を図り、児童虐待の未然防止、早期発見、迅速・的確な対応を行う。子ども家庭支援センターについては、先駆型への移行を図り、見守りサポート等虐待防止機能をさらに強化する。

1-4 福祉のまちづくり

だれもが地域で安全に安心して生活し、積極的に社会活動ができるよう、文京区福祉環境整備要綱等に基づき、人に優しいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた福祉のまちづくりを進めます。

また、施設や設備面のバリアだけでなく、人々の心のバリアを除いていくため、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。

1-4-2 バリアフリーの道づくり

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・整備済数 852か所 (平成13年度からの累計) ・整備内容 歩道の拡幅、段差解消、電柱の移設、横断勾配の緩和、視覚障害者誘導用ブロックの新設及び改良等 	高齢者や障害者など誰もが積極的に社会参加できるように、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などの道路整備を行い「すべての人にやさしい道路」の実現を図る。

1-4-3 バリアフリーの公園づくり

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 整備済園数 49 園 (公園 18・児童遊園 31) 整備内容 水飲み場改良、入口改良、入口スロープ設置、園内段差改修等(スロープ外) 	<p>入り口の段差改良、車止め柵<small>まき</small>の適正配置、手摺りの設置、スロープ化、水飲み場の改修などを一層促進し、既設の公園・児童遊園・遊び場で高齢者・障害者を含むすべての人が憩える場所としていく。</p> <p>平成18年度・19年度は、公園入口の改修(26園予定)を優先的に進める。</p>

1-4-4 だれでもトイレづくり（バリアフリーのトイレづくり）

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 整備済箇所 16 か所 整備内容 車いす用便所 16 か所 (内、手すり・親子便座・ベビーベッド・チェンジングボード設置・オストメイト対応設置 1 か所) 	<p>高齢者、身体障害者及び乳児を連れた方を含むすべての人が利用可能な「だれでもトイレ」を整備する</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備予定2か所(20年度末)

1-5 福祉サービスの利用推進・権利擁護

福祉サービスを必要とするすべての人が、安心して適切なサービスを利用できるよう、福祉サービス情報提供事業や第三者評価*事業に取り組みます。また、成年後見制度に対する理解を広め、制度の利用を推進する様々な取り組みの実施など、社会福祉協議会や地域包括支援センター等と連携して権利擁護を推進します。

1-5-1 成年後見制度の利用推進

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 区民向け講演会の開催 1 回 関係職員向け研修会の開催 2 回 区長申立て 3 件 (平成12年度からの累計) 	<p>成年後見制度に対する理解を広めるために、区民や関係職員を対象に講演会・研修会等を実施し、制度の周知に努める。</p> <p>また、制度利用が必要にもかかわらず申立てを行う親族がいない等の場合に、区長がかかわって申立てを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 講演会及び研修会 5 回/年

第三者評価（制度） 福祉サービスの質の向上と、利用者のサービス選択に資するため、利用者でも事業者でもない第三者のサービス評価機関が一定の基準に基づき、事業者が提供するサービスの質を客観的に評価する制度。

1-6 福祉教育の推進

世代を超えて支え合い助け合う地域社会をつくるため、児童・生徒の福祉施設等でのボランティア体験学習、高齢者とのふれあい等世代間の交流、社会福祉協議会からの学校へのボランティア講師派遣など、様々な機会を通じた福祉教育を推進します。

また、障害者の作品展等をとおして、地域の住民に対する福祉への理解を高める取り組みを実施します。

1-7 生活福祉要援護者への支援

生活上の困難を抱え、支援を必要とする人に対して、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するための支援を実施します。生活保護受給者の自立に向けた取り組みや、食事確保の困難や健康状態の悪化等の問題を抱え厳しい生活環境におかれている路上生活者に対する自立に向けた取り組みを実施します。

1-7-2 路上生活者の自立支援

現況（平成16年度末）	目 標
[23区実績・16年度末] ・緊急一時保護センター 4か所（定員592人） ・自立支援センター 5か所（定員375人） ・就労自立率 51%	特別区と東京都が共同して、①一時的な保護と健康回復を図り、処遇方針を決定する緊急一時保護事業、②就労・生活等の指導を行い、自立を支援する自立支援事業及び就労の継続、③地域での自立を支援するグループホーム事業という3段階のステップにより路上生活者の自立を支援していく。今後、更に就労自立率の向上を目指す。
[文京区実績・16年度末] ・緊急一時保護センター 委託実績 118人 ・自立支援センター委託実績 38人	・緊急一時保護センター 23区内で5か所 （平成17年度に1か所開設予定） ・自立支援センター 23区内で5か所 ・グループホーム 需要に応じ順次設置
	また、特別区と東京都が共同して、公園等で定着的に生活する路上生活者に対して、路上生活からの脱却を図り、地域での生活を実現するため、「ホームレス地域生活移行支援事業」を実施する。

1-8 地域福祉の推進体制

地域福祉計画を着実に推進するとともに、今後の地域福祉に関する諸課題の検討を行うため、庁内体制として地域福祉推進本部を設置し、あわせて広く区民意見を求めるため、地域福祉推進協議会を設置し、それぞれ引き続き運営します。

1-8-1 地域福祉推進協議会の運営

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 平成8年度に設置。学識経験者、関係団体代表、公募区民の計24名で構成。子育て支援計画拡充の協議を中心に5回開催。（16年度） 	<p>区民参画により地域福祉計画の検討及び進行管理を行うとともに、地域福祉に関する諸課題や施策の実施に当り、協議、意見をいただく。</p> <p>開催回数及び協議内容については、毎年度、懸案の課題に応じて検討していく。</p>

1-9 男女平等参画の推進

地域福祉を推進する様々な活動は、男女平等参画の視点に立脚して展開される必要があります。男女が互いに人権を尊重しつつ、様々な場面で、性別にかかわらず、喜びも責任を分かちあい、個性と能力を十分に生かすことができる男女平等参画社会の実現を目指して、男女平等参画推進計画を改定し実施するとともに、DV*防止・被害者救済等に取り組みます。

1-9-1 男女平等参画推進計画の改定・実施

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 推進状況評価の実施 男女平等参画白書の作成 	<p>男女平等参画の推進に向けた総合的な計画である男女平等参画推進計画の推進状況を踏まえ、計画を見直し改定する。（平成18年度予定。）</p> <p>計画の各事業について、推進状況を明らかにし、その評価を行う。</p>

1-9-2 男女平等参画啓発事業の実施

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 講演会の開催 1回 セミナーの開催 1回 啓発誌の発行 2回 出前型啓発事業の実施 1回 	<p>男女平等参画社会を実現するために、固定的な性別役割分業意識を払拭し、男女平等の意識を浸透・定着させるため、男女平等参画啓発事業を行う。</p> <p>なお、参加型啓発事業等の実施により、今後も充実を図っていく。</p>

1-9-3 DV被害の防止・被害者救済

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関連絡会 1回 区報への啓発記事の掲載 1回 相談延件数 233件 緊急一時保護委託 9件15人(延63泊) 	<p>DVの防止に向け意識啓発を行う。さらに、DVを防止し被害者支援を円滑に行うため、警察等を含めた関係機関連絡会を定期的開催し連携を強化する。</p> <p>また、配偶者等からの暴力を受けた被害者を救済するため、婦人相談員による相談並びに援助を強化し、自立支援を図っていく。今後更に東京都女性相談センター、警察、保護施設等との連携を強化し、緊急一時保護の充実を図り、DV被害者の支援を推進していく。</p>

DV ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) の略。配偶者や恋人など身近な男性（または女性）からの身体的・性的・精神的暴力。